

項 目	内 容
1. 商品名	総合口座
2. 販売対象	個人のお客様に限定させていただきます。(未成年の方はお取り扱いできません。)
3. 期間	普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。 定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。 * 総合口座にお預け入れできる定期預金は次のとおりです。 自由金利型定期預金・自由金利型定期預金(M型)・期日指定定期預金・変動金利定期預金・定額複利預金
4. 預入(受入)方法	普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。 定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。
5. 払戻(支払)方法	普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。 * 普通預金の残高が不足する場合には、総合口座の定期預金を担保とし、担保の90%または最高300万円まで当座貸越による自動融資が受けられます。 定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。
6. 利息	普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。 定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。 当座貸越 A. 貸越利率 担保となる定期預金の種類により次のとおりとします。 (a)自由金利型定期預金(M型)、大口定期：約定利率+0.5% (b)期日指定定期預金：「2年以上の利率」+0.5% (c)定額複利預金：「5年利率」+0.5% (d)変動金利定期預金：適用中の利率+0.5% B. 利息徴求頻度 毎年2月と8月の当金庫所定の日普通預金より自動的に引き落とします。 C. 計算方法 毎日の当座貸越最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。
7. 手数料	普通預金のキャッシュカードによるお支払い等にあたっては、カード規定に定める手数料がかかることがあります。
8. 中途解約時の取り扱い	普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。 定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。
9. 重要事項について	総合口座にお預入いただく普通預金および定期預金は預金保険の対象となります。(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。) 定期預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、各定期預金種類の満期日前解約の取扱いに準じます。

10. その他参考事項	総合口座および通帳は、譲渡または質入れすることができません。
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</p>